

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 1 4、K 1 2 - 1 5
- 2 案件名 督促状の印字及び封入封かん業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市津門稻荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社
- 6 根拠法 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当
- 7 指定理由 令和7年7月22日締結の「督促状等印刷製本ほか」の見積もり合わせの際、「督促状の印字業務委託」及び「督促状の封入封かん業務委託」の2業務を一連の業務として、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 8 問合わせ先 市税収納課 （内線：2449）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 7 4
- 2 案件名 庁内 LAN 機器等に係る保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 1 月 1 日 ~
令和 8 年 (2 0 2 6 年) 6 月 3 0 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
本保守業務の対象は、本庁舎・第二庁舎等に敷設している無線の庁内ネットワークに必須の物品であり、常に安定した運用が必要となります。
上記契約相手方は現在も保守を行っており、構築事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通しています。
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、上記契約相手方の他にありません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4 7 0 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 市整委－2
- 2 案件名 シネ・ピピアサーバ更新業務委託
- 3 案件場所 宝塚市売布2丁目 地内
- 4 契約期間 契約締結～令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：広島県福山市南蔵王町 3-5-10
社名：株式会社コアシステムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
シネ・ピピアの映画チケットシステムは、映画館の予約、チケット発券及び各券種ごとの来場者を配給会社へ報告する資料の作成を行っている。なお、今回の業務は、システムのサーバの保守期限が終了するため、更新を行う。
サーバ更新作業にあたって、映画チケットシステムの構築、販売を行っている上記事業者によらなければ作業ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を締結する。
7. 問合わせ先
課名： 市街地整備課 内線：2325

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委－74
- 2 案件名 健康管理システム標準化対応共通基盤連携に係る対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）12月31日
- 5 契約相手方
住所：岡山市南区豊成二丁目7番16号
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は令和7年10月に本市の一部システムが先行して標準化対応するにあたり、現在利用する健康管理システムに連携される異動データの内容が変更されるため、問題なく取り込みできるよう健康管理システムを改修するものである。
よって健康管理システムの開発元であり著作権を保有する上記相手方でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－36
- 2 案件名 宝塚市障害（がい）福祉情報支援システム令和7年10月制度改正
対応改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
社名：富士通Japan株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
国の令和7年10月の制度改正に伴い、障害（がい）福祉情報支援システムの改修が必要となります。
現行の障害（がい）福祉情報支援システムは、富士通Japan株式会社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開発で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先 課名：障害（がい）福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委-7
- 2 案件名 令和7年度生活保護システム改修業務委託
(令和7年10月 生活扶助基準の見直し)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和7年(2025年)10月31日まで
- 5 契約相手方 住所: 秋田市南通築地15-32
社名: 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当
(指定理由)
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先
課名: 生活援護課 内線: 2612

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委-6
- 2 案件名 中国残留邦人等支援給付システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 契約締結日から
令和7年(2025年)9月30日

- 5 契約相手方
住所： 秋田市南通築地15-32
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
中国残留邦人支援事務における電算システムを円滑に稼働させるためには、ソフトを熟知している必要があります。上記の業者は本システムを開発し、ソフトを熟知していることから、事務処理上緊急時の対応が迅速にできます。また、厚生労働省の基準改定に伴うシステムの保守についてもソフトの著作権を保有している上記業者以外には当業務の実施ができないため。

7. 問合わせ先
課名： 生活援護課 内線： 2547

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－8
- 2 案件名 児童手当管理システム等中間サーバコネクタ過渡期連携対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)10月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当管理システム(パッケージシステム)等の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、当該システムの利用環境変更に伴う対応業務を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2549

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－9
- 2 案件名 児童手当管理システム等共通基盤過渡期連携対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年(2025年)10月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島2-4-27
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、当該システムの運用環境変更への対応業務を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2646

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR投-1
- 2 案件名 2号炉側壁耐火物補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本補修については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じるおそれがあるため。

7. 問合わせ先
課名：クリーンセンター管理課 内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教菅委－４４０

- 2 案件名 宝塚市基幹系システム（学事業務）更新事業に係る機器の賃貸借及び保守に関する契約（再リース）

- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

- 4 契約期間 令和７年（２０２５年） ９月 １日～
令和７年（２０２５年） １０月 ３１日

- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 8 号
社名： F L C S 株式会社

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は、令和 7 年（2025 年）8 月 3 1 日をもって期間満了となる宝塚市基幹系システム（学事業務）更新事業に係る機器の賃貸借及び保守に関する契約の再リース及び保守を延長するもので、本契約においては、標準化対応したシステムへ移行するまでの期間について、当該システムの既存の契約事業者である上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。

- 7 問合わせ先 課名： 管理部学事課 内線： 2 2 0 2